

●変更・臨時確認検査・再検査料

変更・臨時確認調査・再検査料とは、継続申請時以外に認証事項に変更が生じた場合、認証事項変更申請書（変更届）を提出していただく際に発生する手数料。再検査料とは、再検査・再判定に係る手数料。

（金額は税抜表示）

申請者の種別	調査規模	金額
A 有機農産物の生産行程管理者 手数料の基本合計は①+② 調査不要の場合①のみ 臨時判定を行った場合それぞれに③を加算 ※ただし、定款で農業関係の事業を行うことが確認できる特定非営利活動法人は個人の手数料を適用する。	発行証書のみ変更の場合	2,000円
	認証事項変更申請書受理の場合 （0.5ha以下の面積追加の場合を含む、 加えて面積追加0.5ha毎に5,000円加算） 再検査書類受理の場合	① 個人 5,000円 + 面積追加料 ① 法人 10,000円 + 面積追加料
	調査料 *2・4 調査時間が1時間未満の場合 調査時間が2時間未満の場合 調査時間が3時間未満の場合 （個人・法人・団体を含む）	② 8,000円 15,000円 22,000円 + 検査員交通費*1
	調査時間3時間以上から （10分単位で計算） （個人・法人・団体を含む）	600円/10分
	臨時に判定委員会を開催する場合	③ 20,000円/回
B 有機加工食品の生産行程管理者 手数料の基本合計は①+② 調査不要の場合①のみ 臨時判定を行った場合それぞれに③を加算	発行証書のみ変更の場合	2,000円
	認証事項変更申請書受理の場合 再検査書類受理の場合	① 個人 5,000円 ① 法人 10,000円
	調査料 *2・4 調査時間が1時間未満の場合 調査時間が2時間未満の場合 調査時間が3時間未満の場合 （個人・法人を含む）	② 10,000円 19,000円 28,000円 + 検査員交通費*1
	調査時間が3時間以上から （10分単位で計算）（個人・法人を含む）	800円/10分
	臨時に判定委員会を開催する場合	② 20,000円/回
C 小分け業者 手数料の基本合計は①+② 調査不要の場合①のみ 臨時判定を行った場合それぞれに③を加算	発行証書のみ変更の場合	2,000円
	小分け表示区分が2種類でも 認証事項変更申請書受理の場合 再検査書類受理の場合	① 個人 5,000円 ① 法人 10,000円
	小分け表示区分が2種類でも 調査料 *2・4 調査時間が1時間未満の場合 調査時間が2時間未満の場合 調査時間が3時間未満の場合 （個人・法人を含む）	② 8,000円 15,000円 22,000円 + 検査員交通費*1

	調査時間 3 時間以上から (10 分単位で計算) (個人・法人を含む)	6 0 0 円 / 1 0 分
	臨時に判定委員会を開催する場合	③ 2 0 , 0 0 0 円 / 回
D 輸入業者 手数料の基本合計 は①+② 調査不要の場合① のみ 臨時判定を行った 場合それぞれに ③を加算	発行証書のみ変更の場合	2 , 0 0 0 円
	受入品目の種類に関係なく 認証事項変更申請書受理の場合 再検査書類受理の場合	① 個人 5 , 0 0 0 円 ① 法人 1 0 , 0 0 0 円
	調査料 *2・4 調査時間が 1 時間未満の場合 調査時間が 2 時間未満の場合 調査時間が 3 時間未満の場合 (個人・法人を含む)	② 1 0 , 0 0 0 円 1 9 , 0 0 0 円 2 8 , 0 0 0 円 + 検査員交通費 *1
	調査時間 3 時間以上から (10 分単位で計算) (個人・法人を含む)	8 0 0 円 / 1 0 分
	臨時に判定委員会を開催する場合	③ 2 0 , 0 0 0 円 / 回
E 外国格付表示業者 手数料の基本合計 は①+② 調査不要の場合① のみ 臨時判定を行った 場合それぞれに ③を加算	発行証書のみ変更の場合	2 , 0 0 0 円
	輸出品目の種類に関係なく 認証事項変更申請書受理の場合 再検査書類受理の場合	① 個人 5 , 0 0 0 円 ① 法人 1 0 , 0 0 0 円
	調査料 *2・4 調査時間が 1 時間未満の場合 調査時間が 2 時間未満の場合 調査時間が 3 時間未満の場合 (個人・法人を含む)	② 1 0 , 0 0 0 円 1 9 , 0 0 0 円 2 8 , 0 0 0 円 + 検査員交通費 *1
	調査時間 3 時間以上から (10 分単位で計算) (個人・法人を含む)	8 0 0 円 / 1 0 分
	臨時に判定委員会を開催する場合	③ 2 0 , 0 0 0 円 / 回

注) * 1 検査員の交通費は、実費 + 500 円 (消費税別) / 交通に要する 1 時間当たり。(原則として公共機関。ただし、宿泊費は 10,000 円 (消費税別) を上限とする。) 交通費実費は、航空機、鉄道、バス、船舶などの運賃とし、その計算は次による。

- 1) 航空機は、エコノミークラスの料金を用いる。
- 2) 鉄道は、普通運賃及び急行料金又は指定席特急料金とする。
- 3) バス、船舶は上級の料金の定めがある場合は、最も低いクラスの料金とする。
- 4) 自家用自動車の経費は、職務に必要な走行距離に対して 1 キロ当たり 30 円 (消費税別) とする。
- 5) 検査員が同日複数の検査を行った場合は、その件数で按分する。

* 2 土休日の検査及び、平日 17 時以降に検査を開始する場合、検査料は 2 割増とする。(ただし、検査員から指定した場合は割増しない。)

* 3 理事長が必要と認めて 2 名以上の検査員が実地検査 (調査) を行う場合は、この料金に人数分をかける。

* 4 検査員の書類審査後に不適合が判明した場合、実地検査を行わなくても、検査料の半額をいずれの場合も請求する。